

あなたはきちんと飼っていますか？

～考えてみよう、飼い主のマナーと義務～

ルール、マナーを守って飼いましょう。

- ①散歩時の犬のフンは飼い主が責任を持って持ち帰る。尿をした場合は、十分な量の水で流す。

散歩前に排泄をすませるようにし、なるべく散歩中にフン・尿をさせないようにしつけてください。人家の玄関先などでフン・尿をさせないようにするのは当然のマナーです。

- ②放し飼いはしない。

犬の放し飼いは岡山県条例で禁止されています。（10 万円以下の罰金）

放し飼いは近所の迷惑になるだけでなく、事故を引き起こす原因にもなります。

また、散歩中は必ずリードでつないでください。長すぎるリードも危険ですので、適切な長さのものを使用してください。

狂犬病予防注射は済んでいますか？

- ①狂犬病予防注射を受けさせる。

生後 9 1 日以上の子犬には、狂犬病予防注射を年 1 回受けさせることが義務づけられています。

まだ注射が済んでいない犬については、動物病院等で予防注射を受けさせてください。

また予防注射を受けたら、獣医師が発行する「狂犬病予防注射済証」を持参して「狂犬病予防注射済票」の交付手続きを町民課で行ってください。

なお、交付の際には手数料 550 円が必要です。

- ②狂犬病予防注射済票をつける。

注射が終わったら注射済票を必ず首輪につけてください。

注射済票をつけることは飼い主に法律で義務づけられています。

【お問合せ先】 里庄町町民課 0865-64-3112